R3.9.30WGヒアリング 会津若松市提出資料 ⑤一般社団法人によるデジタル通貨の発行

一般社団法人によるデジタル通貨の発行



提案名	提案概要
一般社団法人によ	一般社団法人がデジタル地域通貨の発行・運営を行うことで、地域が一体となって通貨運営を支える仕
るデジタル通貨発行	組みを構築し、決済手数料ゼロを実現しながら、市民、地域事業者中心の地域経済インフラを構築する

1. 現状:課題

市のキャッシュレス導入状況



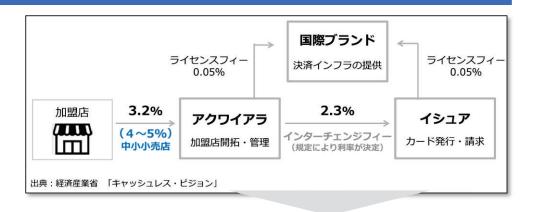
市商店街連合会「面的キャッシュレス・インフラ構築支援事業」にかかる調査 (2021年3月)

会津若松市のような地方都市では、なかなかキャッシュレス導入が進まない

全国のキャッシュレス導入状況



経済産業省「キャッシュレス決済実 態調査」(2021年3月)



クレジットカードのインタチェンジフィーやNTTデータのキャフィスなどによる既存のキャッシュレス決済の活用では、手数料低減は図れない

- ●課題(キャッシュレス決済が普及しない理由)
- ✓ 現金化に時間を要することから、店舗のキャッシュ フローが厳しい
- ✓ 店舗の手数料が負担大きく収益性が上がらない
- ✓ 売上に応じて手数料が吸い上げられるビジネスモ デルから逃れられない

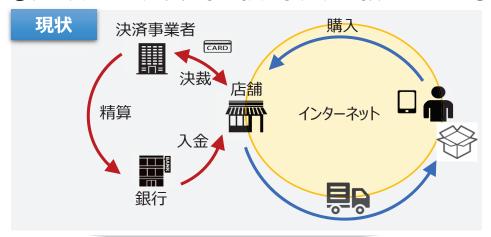
●解決の方向性

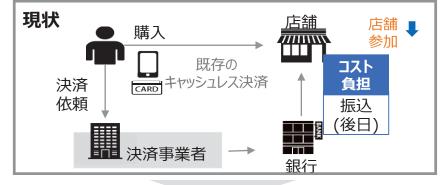
- ①デジタル地域通貨による新た な決済手段の導入
- ②一般社団法人を運営主体とし た地域で支える仕組みの構築

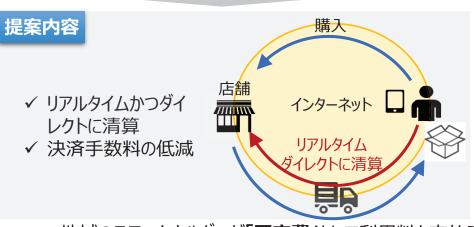


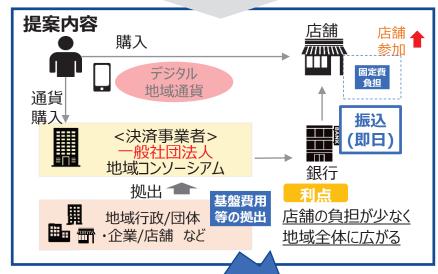
2. 提案の概要

①デジタル地域通貨による新たな決済手段の導入 ②一般社団法人を運営主体とした地域で支える仕組みの構築









地域のステークホルダーが「固定費」として利用料を支払うことで運用できる仕組みを構築

店舗・企業・団 体は固定費とし て拠出

【負担のイメージ】

小規模店舗(商店街など個店) 中規模店舗(スーパー等) 企業・団体(製造・商工会等) 固定費の目安* 3万円

3万円 240万円 50万円



【地域通貨実現に必要な費用】

システム費 システム・業務運用費 利用者保護保険金 利用インセンティブ

地域通貨 プラットフォーム でパッケージ化 ●規制・制度の課題 資金移動事業者に は、株式会社しかな ることができない

3

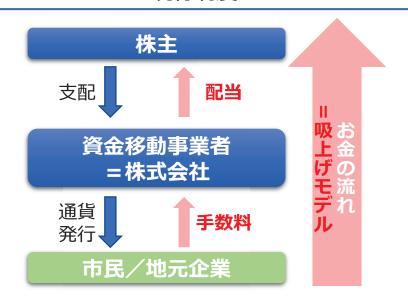


2. 提案の概要

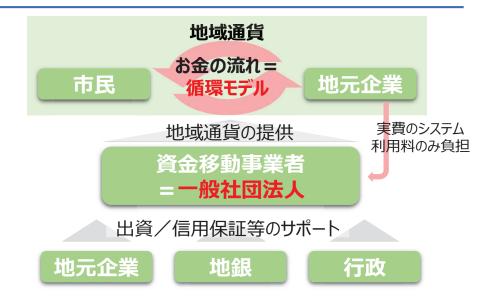
株式会社ではなく、一般社団法人によりデジタル地域通貨を運営する理由①

現行制度 Before

規制改革により実現したい姿 After



- ✓ <u>資金移動事業者には、株式会社しかなることができない</u>が、それでは利益吸上げモデルの構造から抜け出すことができず、地方創生を目的とした地域通貨の運用が困難
- ✓ 銀行業や資金移動業は金融機関など一部の企業に限られており、また前払い式や資金移動など複数の登録が必要となるケースがあるなど、参入障壁が高く、多様なサービスやイノベーションの創出を阻害する要因となっている。



- ✓ 発行主体が営利法人、非営利法人かに関わらず、地域 や経済等の発展に貢献する法人での地域通貨発行に より、地域創生を実現する。
- ✓ 自社の収益追求や顧客囲い込みを主目的とせず、市 民、地域事業者中心の地域経済インフラを構築する。
- ✓ これにより、地方の事業者の収益を圧迫する決済手数料 をゼロとし、地方のキャッシュレス化を推進



- ●規制・制度改革で実現したい姿
- 一般社団法人による地域通貨の発行

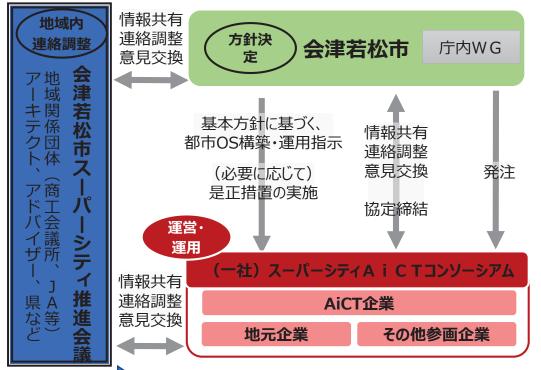


2. 提案の概要

株式会社ではなく、一般社団法人によりデジタル地域通貨を運営する理由②

一般社団法人スーパーシティAiCTコンソーシアムは、データ連携基盤及びスマートシティサービスの運営・運用の担い手としても想定しており、デジ **タル地域通貨の発行・運用はこれら包括的なサービスの中の一つ**。SDG s 等も意識して推進する新たな関連サービスは、サービスや分野ごと に閉じた従来型のビジネスモデルでは採算をとることが難しい事業もあるが、全てを官が負担し続けることも現実的ではない。そのため、一般社団 法人スーパーシティAiCTコンソーシアムが、サービスや分野を超えて利益とコストのバランスを取りながら維持・運用することを目指している。

データ連携基盤・スマートシティサービスの運営・運用体制



●実現したい姿

・般社団法人による包括的なサービス提供

地域エコシステム



ヘルスケァ ※ エネルギー/廃棄物や教育など



一定程度の利益が出 る分野と、経費が発生 する分野の収支をミック スするビジネスモデルを スマートシティ推進団体 で構築し、地域全体で 市民生活全般のサービ スを提供



3. 規制・制度改革の内容

一般社団法人スーパーシティAiCTコンソーシアムがデジタル地域通貨の発行・運営を行うことで、地域が一体となって通貨 運営を支える仕組みを構築し、決済手数料ゼロを実現しながら、市民、地域事業者中心の地域経済インフラを構築する

規制 内容

・資金決済法第40条第1項:株式会社でないものは、内閣総理大臣は登録を拒否しなければならない

規制 改革

資金決済法第40条第1項を改正:一般社団法人にも、登録を認める

● 一般社団法人が発行主体になることの懸念事項への考え方

「ガバナンスの懸念点をどうクリアするのか」

- ✓ 一般社団法人は規約や内規を備えた法人として適 切に運営される。
- ✓ また、通貨発行主体となる一般社団法人スーパー シティAiCTコンソーシアムは、データ連携基盤 及びスマートシティサービスの運営・運用の担い手と しても想定しており、市がガバナンスを利かせながら、 連携していく想定である。
- ✓ 地域のステークホルダーが決済コストを支えるモデル であり、積極的な情報開示により地域一体でのガ バナンスを構築する。 Copyright © 2021 Aizuwakamatsu-City & co-proposers All rights reserved.

「通貨としての安全性はどのように担保されるのか」

- ✓ ブロックチェーン(分散型台帳)技術により対改竄性、 トレーサビリティを高めることができる
- ✓ 本人認証の有無や認証レベルによって利用範囲を 制限することができる
- ✓ 通貨として技術的な安全性の担保については、株 式会社であるか否かを問うものではない

「資金調達手段はどうするのか」

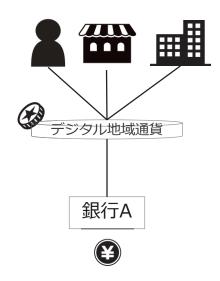
✓ 一般社団法人の構成員拠出、および地域のステー クホルダーからの利用料を原資に運営する。



<論点①>なぜ金融機関発行ではいけないのか?

<AS-IS 金融機関発行>

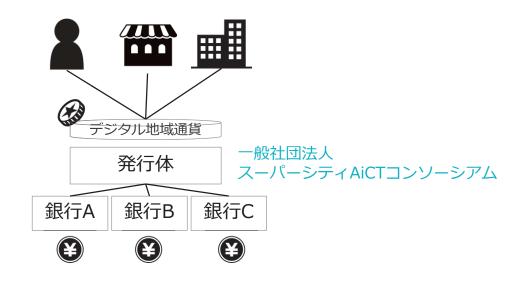
特定の金融機関による金融サービスの位置づけとなり、多様な金融機関が存在する地域において、独占的、または利用範囲や利用ケースが制限され利便性が低下する。



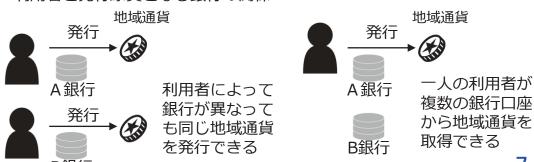
<デジタル地域通貨の基本要件> 銀行口座の預金から地域通貨へチャージしたものは、円預金に戻すことができる。

<TO-BE 金融機関以外発行>

金融機関とは独立した事業者が地域通貨を発行することで、多様な金融機関の参画を可能にし、利用者(事業者含む)の利便性を高め、地域での流通の活性化を図ることができる。



<利用者と発行原資となる銀行の関係>





<論点②>なぜ前払い式ではいけないのか?

デジタル地域通貨は以下要件を実現したいため、資金移動での発行を行いたい。

- (1)商品、サービスの購入
- (2)自由なデジタル地域通貨、円の相互交換
- (3)店舗等事業者と発行者間のオンデマンド精算

要件	前払い式 (電子マネー)	資金移動	
			実現したいこと
商品、サービスの購入	可	可	
自由なデジタル地域通貨、円の相互交換	不可	可	・円とデジタル通貨の行き来を自由にし、シーンや用途により使い分けを行える(地域内ではデジタル地域通貨で生活し、域外や国外移動時に円を持ち歩くなど) ・事業者間決済に使用する。事業者は域内間取引であればデジタル通貨のまま、域外取引や給与支払い等では円でおこないたいケースが想定される。
店舗等事業者と発行者間のオン デマンド精算	不可 (登録申請時に加 盟店への支払い方 法の定義が必要)	可	・既存のキャッシュレスにおける固定的な入金サイクルが、特に小規模事業者の運転資金圧迫の懸念からキャッシュレスを避けたいケースがみられ、オンデマンド(いつでも)精算に対応する

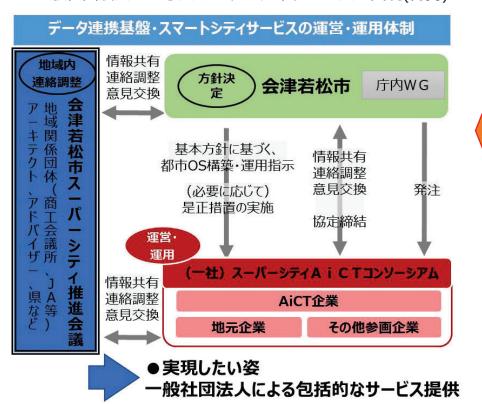


<論点③>なぜ株式会社ではいけないのか?

一般社団法人スーパーシティAiCTコンソーシアムは、キャッシュレス分野のみを担うだけでなく、市民中心のスマートシティ全般を担う。

スマートシティ事業は、生活・経済インフラとなるものが多く、またパーソナルな情報の適切な管理という意味でも、地域において信頼ある、地域貢献を主目的とした団体が運営を行うことが重要となる。

<一般社団法人によるスマートシティサービスの実現(再掲)>



<特定の営利法人の場合の懸念>

一方で、特定の営利企業での事業とする場合、データ や顧客の抱え込みをし、地域に活かすことができない 懸念があり、人・地域中心のスマートシティの理念と 相反することになる。

(海外においては、特定企業でのスマートシティの取り組みが住民の反対により撤退となった事例あり)



デジタル地域通貨は、スマートシティの中の 1つの施策であり、また、他分野とも連動した 共通インフラとなることから、一般社団法人の 運営の中で実施する。

※資金決済法においても、資金移動業には他事業との兼業も 想定されている



- <論点④>株式会社規制の背景に対して対応できるか?
- ④-1 多様な資金調達手段による弾力的かつ機動的な業務運営
 - 一般社団法人においても資金調達は可能であり、株式会社においても懸念点がある。

株式発行による資金調達

メリット

株式発行は資金調達手段としては一般的であり資金が 集めやすい。

一般社団法人での対応

法人参加事業者による拠出金にて調達する。

また、地域通貨の発行、流通の協力者となる金融機関からの 融資、信用保証等の活用、外部調達として地域ステークホル ダーからの模擬私募債等を活用する。



デメリット

買収、譲渡(相続含む)等による所有、経営移転、乗っ 取りリスクがある。

(デジタル地域通貨は社会インフラの側面があり、株式会社とすることには懸念がある)



株式が資金調達手段である一方で、株主は会社の所有者の位置づけでもあり、議決権の行使等により(※)経営に関与できる。一般社団法人においては、株式会社の様に資金調達により所有が他者に移転することなく、公益性のあるデジタル地域通貨の運営環境を確保する必要がある。

資金面を始めとした運営支援については、地域ステークホルダーの"顔の見える"範囲から受けることとし、地域による地域のための運営方針の維持を図る。

※議決権制限株式の発行は可能だが、一般的には通常株式よりも配当を多くせざるを得ないケースや、発行数に上限がかかるケースがあるなど制約が多い



<論点④>株式会社規制の背景に対して対応できるか?

4 - 2 コーポレートガバナンスを効かせた業務運営

一般社団法人においても、決算情報、地域通貨の事業運営状況につき、地域ステークホルダーへの開示を 行うことで、自治体・団体、地域事業者、市民の外部の目による監視が機能する。また、理事会等の機関 もあることからガバナンスを効かせた業務運営をおこなっていく。

株式会社

- ・会社法における株主総会、機関設計の定義があり、効率的なガバナンス確保がし易い。
- ・一方で、株式譲渡制限会社等では簡易な機関設計が可能であるなど、規模や影響範囲に応じたガバナンスとなる側面もある。

一般社団法人

一般社団法人でも理事会等の機関設計があり、活動状況について公開することで地域ステークホルダーの"目"によってもガバナンスを確保していく。

また、地域通貨は地域という範囲の中での事業となり、株式会社と同様に影響範囲を鑑みてガバナンスを構築していく。



以上により、株式会社でなければならない必要性はなく、一般社団法人での地域通貨発行を認めていただきたい。



○資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)(抄)

第三章 資金移動

第一節 総則

(登録の拒否)

第四十条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 株式会社又は外国資金移動業者(国内に営業所を有する外国会社に限る。)でないもの
- □ 外国資金移動業者にあっては、国内における代表者(国内に住所を有するものに限る。)のない法人
- 三 資金移動業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる財産的基礎を有しない法人
- 四 資金移動業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない法人
- **五** この章の規定を遵守するために必要な体制の整備が行われていない法人
- ★ 他の資金移動業者が現に用いている商号と同一の商号又は他の資金移動業者と誤認されるおそれのある商号を用いようとする法人
- 七 第五十六条第一項若しくは第二項の規定により第三十七条の登録を取り消され、第八十二条第一項若しくは第二項の規定により第六十四条第一項の免許を取り消され、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録若しくは免許(当該登録又は免許に類する許可その他の行政処分を含む。)を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人
- **八** この法律、銀行法等若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第百九十五号)又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない法人
- 九 他に行う事業が公益に反すると認められる法人
- 十 取締役若しくは監査役又は会計参与(外国資金移動業者にあっては、国内における代表者を含む。以下この章において「取締役等」という。)のうちに次のいずれかに該当する者のある法人
 - イ 心身の故障のため資金移動業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者
 - □ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者
- **八** 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- 二 この法律、銀行法等、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- **ホ** 資金移動業者が第五十六条第一項若しくは第二項の規定により第三十七条の登録を取り消された場合又は法人がこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。)を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役等であった者で、当該取消しの日から五年を経過しない者その他これに準ずるものとして政令で定める者
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。